郡山市土曜日等共同保育実施要領

令和８年４月 23 日
［こども部保育課］

（目的）

第１条　この要領は、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所及び企業主導型保育施設（以下「施設・事業所」という。）において「「平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた具体的な留意事項等について」（平成 31 年３月 29 日、内閣府子ども・子育て本部参事官 厚生労働省子ども家庭局保育課、事務連絡）及び「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（令和８年４月８日・こ成保 306・８ 文 科 初 第 172 号こども家庭庁成育局長 文部科学省初等中等教育局長、通知）で規定する共同保育の実施に関し必要な事項を定め、もって保育士等の勤務環境の改善を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要領に定める用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 共同保育　他の施設・事業所と共同で行う保育をいう。

(2) 土曜日等共同保育　土曜日、お盆期間又は年末年始に実施する共同保育をいう。

(3) 実施施設　土曜日等共同保育を実施する施設・事業所をいう。

(4) 依頼施設　土曜日等共同保育を実施施設に依頼する施設・事業所をいう。

(5) お盆期間　８月 13 日から８月 16 日までの期間をいう。

(6) 年末年始　12 月 26 日から 12 月 28 日及び１月４日から１月５日までの期間をいう。

（施設・事業所間の協議）

第３条　実施施設及び依頼施設の長は、土曜日等共同保育を実施する際の体制や安全対策、費用負担等について十分に協議し、合意した上で土曜日等共同保育に関する協定書を締結しなければならない。

２　前項に規定する合意については実施施設と依頼施設の間で、それぞれの役割分担及び責任の所在を明確化しなければならない。

３　前２項の規定にかかわらず、同一法人が設置する施設・事業所の間で行う土曜日等共同保育においては、この限りでない。

（実施要件）

第４条　実施施設及び依頼施設の長は、土曜日等共同保育の実施にあたり、次の各号すべてを遵守しなければならない。

(1) 実施施設の長は、実施施設に適用される設備運営基準及び職員配置基準を遵守すること。

(2) 実施施設の土曜日等共同保育における開所時間は、原則として 11 時間以上とすること。

(3) 依頼施設の長は、土曜日等共同保育実施日に、原則として自園の保育士等を実施施設に１名以上配置すること。

(4) 実施施設は、保育に必要な給食を提供すること。また、アレルギー等、配慮が必要な児童の状況を十分踏まえた給食を提供すること。

(5) 実施施設及び依頼施設の長は、共同保育の実施にあたり、事前に在籍する全ての児童の保護者に十分な説明を行い、書面で同意を得ること。

(6) 実施施設及び依頼施設の長は、土曜日等共同保育の実施に必要な限りにおいて、児童の個人情報

を実施施設及び依頼施設間で共有することについて、保護者に対し、十分な説明を行い、書面で同意を得ること。

(7) 実施施設は、災害時の人員体制、指揮系統、備蓄品、職員等の連絡先その他災害に備えて決定又は共有しておくべき事項について、依頼施設と協議の上、土曜日等共同保育に係る緊急時の連絡体制を整備しておくこと。

（費用徴収）

第５条　土曜日等共同保育の実施によって生じる費用は、実施施設及び依頼施設が負担し、保護者からの追加の費用徴収は、認めないものとする。

（児童の保育状況等の把握）

第６条　実施施設の長は、土曜日等共同保育の実施及び児童の福祉向上を図るために必要な限りにおいて、依頼施設の長に、土曜日等共同保育実施日以外の日における保育状況等について照会し、又は当該児童が共同保育を利用した後、利用日の保育状況等について依頼施設の長に情報を提供することができるものとする。

２　依頼施設の長は、実施施設から当該児童の保育状況について照会を受けたときは、保育実施に必要な情報を提供するものとする。

３　実施施設及び依頼施設の長は、前２項の照会及び情報提供について、予め保護者に説明し書面で同意を得るものとする。

（個人情報の管理）

第７条　実施施設及び依頼施設の長は、土曜日等共同保育の実施に際して得られた個人情報について、適正に管理しなければならない。

２　実施施設及び依頼施設の長は、前項の個人情報について、土曜日等共同保育の実施以外に使用してはならない。

（土曜日等共同保育の開始）

第８条　土曜日等共同保育を開始しようとする実施施設の長は、土曜日等共同保育を実施する日の 90 日前までに、市長と土曜日等共同保育の実施について協議しなければならない。ただし、翌年度も継続して土曜日等共同保育を行う場合は、この限りでない。

２　実施施設の長は、土曜日等共同保育実施する日の 30 日前までに、土曜日等共同保育年間計画書（第１号様式）を市長に届出するものとする。ただし、翌年度も継続して土曜日等共同保育を行う場合は、翌年度を迎える前日までに同計画書を市長に届出するものとする。

（土曜日等共同保育の変更又は廃止）

第９条　実施施設の長は、土曜日等共同保育の実施内容を変更する場合は、変更しようとする日の 60 日前までに、市長と土曜日等共同保育変更について協議しなければならない。

２　実施施設の長は、土曜日等共同保育の実施内容を変更する場合は、変更しようとする日の 30 日前までに、土曜日等共同保育変更届（第２号様式）を市長に届出するものとする。

３　実施施設の長は、土曜日等共同保育を廃止する場合、廃止する日の 60 日前までに、市長と土曜日等共同保育廃止について協議しなければならない。

４　実施施設の長は、土曜日等共同保育を廃止する日の 30 日前までに、土曜日等共同保育廃止届（第３号様式）を市長に届出するものとする。

５　実施施設及び依頼施設の長は、土曜日等共同保育を変更又は廃止する場合、事前に在籍する全ての児童の保護者に十分な説明を行い、同意を得るものとする。

（報告等）

第 10 条　実施施設及び依頼施設の長は、市長が土曜日等共同保育の実施内容の確認のため、報告若しくは書類の提出又は施設への立入調査を求めた場合は、応じなければならない。

（その他）

第 11 条　この要領に定めるもののほか、土曜日等共同保育について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要領は、令和８年４月 23 日から施行する。

第１号様式

年度　土曜日等共同保育年間計画書

年　　月　　日

郡山市長

（届出者）
住所又は所在地
氏名又は名称
代表者の職氏名

郡山市土曜日等共同保育実施要領に基づき、次のとおり　　年度　土曜日等共同保育年間計画について届出します。

１　実施施設の概要

施設名称	
所在地	
設置主体（法人名）	
施設長名	
施設種別	□保育所　□認定こども園　□小規模保育事業 □事業所内保育事業　□企業主導型保育施設
施設の面積	保育室　　㎡　屋外遊技場（園庭）　　㎡ ※基準緩和あり・なし
利用定員	０歳　　人、１歳　　人、２歳　　人、３歳　　人、４・５歳以上　　人
共同保育の時期	□土曜日　□お盆期間　□年末年始
土曜日等の開所時間	短時間 標準時間 延長保育
実施施設在園児の土曜日等の最大利用児童数（計画書提出月の前月）	０歳　　人、１歳　　人、２歳　　人、 ３歳　　人、　４・５歳以上　　人
保護者同意	□実施施設の全ての児童の保護者同意を得ています。

２　土曜日等の共同保育の概要

依頼施設１	□保育所 □認定こども園 □小規模保育事業 □事業所内保育事業 □企業主導型保育施設 （施設名称：　　）
依頼施設２	□保育所 □認定こども園 □小規模保育事業 □事業所内保育事業 □企業主導型保育施設 （施設名称：　　）
依頼施設３	□保育所 □認定こども園 □小規模保育事業 □事業所内保育事業 □企業主導型保育施設 （施設名称：　　）
実施施設・依頼施設の土曜日等の合計最大利用児童数（予定）	０歳　　人、１歳　　人、２歳　　人、 ３歳　　人、　４・５歳以上　　人

必要面積	保育室　　㎡	屋外遊技場（園庭）　㎡
設備基準・職員配置	□設備基準・職員配置基準を遵守することを確認しています。	
施設・事業者間での契約書等の締結の有無	□有　□無	
施設・事業者間での費用負担発生の有無	□有　□無	
施設・事業者間での児童情報の引継方法		
保護者同意	□依頼施設の全ての児童の保護者同意を得ています。	
土曜日等共同保育開始日	年　月　日	

(1) 依頼施設１の概要

施設名称	
所在地	
設置主体（法人名）	
施設長名	
施設種別	□保育所　□認定こども園　□小規模保育事業 □事業所内保育事業　□企業主導型保育施設
土曜日等の最大利用児童数（予定）	０歳　人、１歳　人、２歳　人、３歳　人、４・５歳以上　人
保護者同意	□全ての児童の保護者同意を得ています。

(2) 依頼施設２の概要

施設名称	
所在地	
設置主体（法人名）	
施設長名	
施設種別	□保育所　□認定こども園　□小規模保育事業 □事業所内保育事業　□企業主導型保育施設
土曜日等の最大利用児童数（予定）	０歳　人、１歳　人、２歳　人、３歳　人、４・５歳以上　人
保護者同意	□全ての児童の保護者同意を得ています。

(3) 依頼施設３の概要

施設名称	
所在地	
設置主体（法人名）	
施設長名	
施設種別	□保育所　□認定こども園　□小規模保育事業 □事業所内保育事業　□企業主導型保育施設
土曜日等の最大利用児童数（予定）	０歳　人、１歳　人、２歳　人、３歳　人、４・５歳以上　人
保護者同意	□全ての児童の保護者同意を得ています。

3　責任体制や緊急時の連絡体制、職員配置、保育内容、給食、安全計画、費用負担等

各項目の実施方法等を具体的に記載してください（必要に応じ、資料添付可）。また、施設・事業者間で取り交わしている文書（写）や保護者への説明資料も必ず、添付してください。

1　責任体制
2　緊急時の連絡体制
3　共同保育における職員配置
4　保育内容（デイリープログラム等）
5　給食・おやつ等の提供内容
6　安全計画
7　施設間の費用負担
8　その他

第２号様式

土曜日等共同保育変更届

年　　月　　日

郡山市長

（届出者）
住所又は所在地
氏名又は名称
代表者の職氏名

郡山市土曜日等共同保育実施要領に基づき、変更する事項について届出します。

変更する事項 （実施施設の変更や依頼施設の追加等、変更する事項を記入してください。）		
変更内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		
変更年月日		年　　月　　日
保護者同意		□全ての児童の保護者同意を得ています。

第３号様式

年度　土曜日等共同保育廃止届

年　　月　　日

郡山市長

（届出者）
住所又は所在地
氏名又は名称
代表者の職氏名

郡山市土曜日等共同保育実施要領に基づき、　　年度　　土曜日等共同保育廃止届を提出します。

１　対象となる実施施設

施設名称	
所在地	
設置主体（法人名）	
保護者同意	□全ての児童の保護者同意を得ています。

２　対象となる依頼施設

依頼施設１	施設名称	
	所在地	
	設置主体（法人名）	
	保護者同意	□全ての児童の保護者同意を得ています。
依頼施設２	施設名称	
	所在地	
	設置主体（法人名）	
	保護者同意	□全ての児童の保護者同意を得ています。
依頼施設３	施設名称	
	所在地	
	設置主体（法人名）	
	保護者同意	□全ての児童の保護者同意を得ています。

３　廃止日

年　　月　　日（土曜日等共同保育を終了する最終日の日付）

４　廃止理由
